

【広報資料】

平成29年の「在留資格取消件数」について

平成29年の在留資格取消件数について

在留資格取消制度は、我が国に在留する外国人が出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第22条の4第1項各号に定める取消事由に該当する疑いがある場合に、意見聴取の手續（同条第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。

平成29年に在留資格を取り消した件数、出国による終止件数及び具体例は次のとおりである。

1 在留資格取消件数

平成29年の在留資格取消件数は385件であり、平成28年の294件と比べると31.0%の増加、平成27年の306件と比べると25.8%の増加となった。

平成29年の在留資格取消件数について、在留資格別にみると、「留学」が172件（44.7%）と最も多く、次いで、「日本人の配偶者等」が67件（17.4%）、「技術・人文知識・国際業務（注1）」が66件（17.1%）となっている。

取消事由別にみると、第6号が172件（44.7%）と最も多く、次いで、第2号が66件（17.1%）、第3号が52件（13.5%）となっている。なお、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号。以下「平成28年改正入管法」という。）により新設された第5号に基づく在留資格取消件数は25件（6.5%）であった。

国籍・地域別にみると、ベトナムが179件（46.5%）と最も多く、次いで、中国（注2）が84件（21.8%）、フィリピンが30件（7.8%）となっている。

（表1）在留資格別在留資格取消件数の推移（平成25年～29年）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
公用	4	2	2	1	—
宗教	—	2	—	1	—
経営・管理（注3）	3	2	10	6	4
医療	—	—	1	—	—
技術・人文知識・国際業務（注1）	42	29	28	17	66
企業内転勤	1	1	1	—	—
興行	—	7	—	1	—
技能	4	10	17	3	14
技能実習1号口	1	—	3	1	—
技能実習2号口	3	3	4	3	8
短期滞在	2	2	2	9	4
留学	46	41	59	86	172
家族滞在	24	16	28	21	15
特定活動	—	—	3	3	2
永住者	5	5	13	12	17
日本人の配偶者等	116	150	112	90	67
永住者の配偶者等	11	10	6	14	6
定住者	7	6	17	26	10
計	269	286	306	294	385

(表2) 取消事由別在留資格取消件数の推移 (平成25年～29年)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号	9	22	25	30	19
第2号	114	105	87	57	66
旧第3号(注4)	32	29	27	52	28
第3号(注5)	37	36	53	43	52
第4号	—	—	—	—	—
第5号(注6)	—	—	—	—	25
第6号(注7)	58	64	84	80	172
第7号	19	31	30	32	23
第8号	—	—	—	—	—
第9号	1	1	1	—	—
第10号	1	—	—	—	—
計(注8)	271	288	307	294	385

(表3) 取消事由別在留資格取消件数 (平成29年)

	経営・ 管理	技術・ 人文知 識・国 際業務 (注1)	技能	技能実習 2号口	短期 滞在	留学	家族 滞在	特定 活動	永住者	日本人 の配偶 者等	永住者 の配偶 者等	定住者	計
第1号	1	4	—	—	4	—	—	—	3	4	—	3	19
第2号	—	19	5	—	—	—	—	—	1	38	1	2	66
旧第3号(注4)	3	2	2	—	—	—	1	—	9	5	1	5	28
第3号	—	34	6	—	—	2	5	—	4	1	—	—	52
第5号	—	1	1	3	—	19	—	1	—	—	—	—	25
第6号	—	6	—	5	—	151	9	1	—	—	—	—	172
第7号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	4	—	23
計	4	66	14	8	4	172	15	2	17	67	6	10	385

(表4) 国籍・地域別在留資格取消件数 (平成29年)

	経営・ 管理	技術・ 人文知 識・国 際業務 (注1)	技能	技能実習 2号口	短期 滞在	留学	家族 滞在	特定 活動	永住者	日本人 の配偶 者等	永住者 の配偶 者等	定住者	計
ベトナム	—	30	—	5	—	131	2	—	2	3	3	3	179
中国(注2)	3	18	1	3	—	23	5	—	6	23	—	2	84
フィリピン	—	1	—	—	—	—	—	—	4	23	—	2	30
ネパール	—	3	3	—	—	10	7	—	—	—	—	—	23
韓国	—	2	—	—	—	—	—	—	—	9	1	1	13
インド	—	1	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
インドネシア	—	—	—	—	—	6	—	1	—	1	—	—	8
モンゴル	—	6	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	7
バングラデシュ	1	2	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	5
タイ	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	1	3
パキスタン	—	1	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	3
その他	—	2	1	—	4	1	—	—	3	6	2	1	20
計	4	66	14	8	4	172	15	2	17	67	6	10	385

- (注1) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号。以下「平成26年改正入管法」という。)施行前の在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」を含む。
- (注2) 中国には、台湾、中国(香港)及び中国(その他)は含まない。
- (注3) 平成26年改正入管法施行前の在留資格「投資・経営」を含む。
- (注4) 平成28年改正入管法により第2号及び旧第3号が統合されたが、平成29年1月1日以前に受けた上陸許可等については、旧第3号の適用がある。
- (注5) 「第3号」の平成25年から28年までの数値は、平成28年改正入管法施行前の「第4号」の数値である。
- (注6) 「第5号」は平成28年改正入管法により新設されたものである。
- (注7) 「第6号」の平成25年から28年までの数値は、平成28年改正入管法施行前の「第5号」の数値である。
- (注8) 1件の取消において複数の取消事由に該当する場合があるため、他の表の計とは一致しない場合がある。

2 出国による終止件数

在留資格取消手続を開始した(注9)が、手続中に対象者が出国したため取消処分に至らず、平成29年に終止処分とした件数は、240件(うち、意見聴取通知書送達後に出国したものは142件)であった。

- (注9) 取消事由に該当する疑いがある者がいる場合、地方入国管理局長が在留資格取消手続の開始の可否を決定し、同手続を開始する場合は在留資格取消台帳に登載する。この時点をもって、在留資格取消手続の開始として集計している。

3 具体例

平成29年に在留資格を取り消したものの具体例は次のとおりである。

○ 入管法第22条の4第1項第1号

上陸拒否事由に該当しないものと偽り、上陸許可を受けたこと

【事例】

- ・ 過去に出国命令を受けて出国し、上陸拒否期間中であつたにもかかわらず、氏名等の身分事項を変更し、上陸拒否事由に該当しない旨偽って上陸許可を受けた。
- ・ 上陸申請時、覚醒剤等の薬物を所持していない旨申告し、上陸拒否事由に該当しない旨偽って上陸許可を受けたが、その後、税関において覚醒剤等の薬物を所持していたことが判明した。

○ 入管法第22条の4第1項第2号

第1号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可等を受けたこと

【事例】

- ・ 在留資格「日本人の配偶者等」を得るために、日本人との婚姻を偽装して、不実の婚姻事実が記載された戸籍謄本等を提出した上、在留期間更新許可を受けた。
- ・ 当初から在留資格「技術・人文知識・国際業務」の活動に当たらない飲食店のホール業務に従事する予定であつたにもかかわらず、偽りの職務内容をもって申請を行い、当該在留資格への変更許可を受けた。

○ 入管法第22条の4第1項第3号

第1号及び第2号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により、上陸許可等を受けたこと

【事例】

- ・ 取消対象者を採用する予定のない会社を勤務先として記載した申請書を提出し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可を受けた。
- ・ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって在留する夫が実際には就労していない

い会社の在職証明書を提出することにより、当該夫の扶養を受けることを目的とした妻（取消対象者）が在留資格「家族滞在」の在留資格認定証明書の交付を受けた。

○ **入管法第22条の4第1項第5号**

入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること

【事例】

- ・ 留学生が学校を除籍された後に、アルバイト又は犯罪行為（詐欺・窃盗等）を行って在留していた。
- ・ 技能実習生が実習実施先から失踪後に、他の会社で稼働して在留していた。
- ・ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって在留する者が、稼働先でのホームページ管理業務を行わず、飲食店で調理・提供を行っていた。
- ・ 在留資格「特定活動（外国人建設就労者）」をもって在留する者が、受入機関から失踪し、他の会社で稼働していた。

○ **入管法第22条の4第1項第6号**

入管法別表第1の在留資格をもって在留する者が在留資格に応じた活動を3月（高度専門職は6月）以上行わないで在留していること

【事例】

- ・ 留学生が学校を除籍された後に、3か月以上本邦に在留していた。
- ・ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって在留する者が、稼働先を退職後、当該在留資格に応じた活動を行うことなく、3か月以上本邦に在留していた。
- ・ 在留資格「家族滞在」をもって在留している子が、扶養者たる父親が退去強制となった後も引き続き、3か月以上本邦に在留していた。

○ **入管法第22条の4第1項第7号**

「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者が在留資格に応じた活動を6月以上行わないで在留していること

【事例】

- ・ 在留資格「日本人の配偶者等」をもって在留している者が、日本人配偶者と離婚した後も引き続き、6か月以上本邦に在留していた。

○ **平成28年改正入管法施行前の入管法第22条の4第1項第3号（旧第3号）**

第1号及び第2号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可等を受けたこと

【事例】

- ・ 在留資格「永住者の配偶者等」をもって在留する者が、永住許可申請をした時点で、配偶者たる永住者との連絡が途絶えており婚姻の実態がないにもかかわらず同居をしている旨申請書に記載するなどして、永住許可を受けた。
- ・ 在留資格「日本人の配偶者等」を得るために、過去の退去強制歴について虚偽の内容を記載した文書を提出し、同在留資格への在留資格変更許可を受けた。
- ・ 在留資格「経営・管理」をもって在留する者が、経営する会社の事務所の賃貸契約を解約したにもかかわらず、引き続き事務所が存在するとして申請書に記載して、在留期間更新許可を受けた。

【参考】出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）

（在留資格の取消し）

第二十二條の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一條の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、当該外国人が第五條第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印（第九條第四項の規定による記録を含む。次号において同じ。）又は許可を受けたこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等（前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又はこの節の規定による許可をいい、これらが二以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この項において同じ。）を受けたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた第七條の二第一項の規定による証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。
- 四 偽りその他不正の手段により、第五十條第一項又は第六十一條の二の二第二項の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。
- 五 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行つておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること（正当な理由がある場合を除く。）。
- 六 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して三月（高度専門職の在留資格（別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者にあつては、六月）以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 七 日本人の配偶者等の在留資格（日本人の配偶者の身分を有する者（兼ねて日本人の特別養子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七條の二の規定による特別養子をいう。以下同じ。）又は日本人の子として出生した者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者又は永住者の配偶者等の在留資格（永住者等の配偶者の身分を有する者（兼ねて永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者の身分を有する者を除く。）に係るものに限る。）をもつて在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していること（当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は第五十條第一項若しくは第六十一條の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 九 中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、法務大臣に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 十 中長期在留者が、法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこと。

- 2 法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならない。
- 3 法務大臣は、前項の意見の聴取をさせるときは、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所並びに取消しの原因となる事実を記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければならない。ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができる。
- 4 当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。
- 5 法務大臣は、当該外国人が正当な理由がなく第二項の意見の聴取に応じないときは、同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。
- 6 在留資格の取消しは、法務大臣が在留資格取消通知書を送達して行う。
- 7 法務大臣は、第一項（第一号及び第二号を除く。）の規定により在留資格を取り消す場合には、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。ただし、同項（第五号に係るものに限る。）の規定により在留資格を取り消す場合において、当該外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合は、この限りでない。
- 8 法務大臣は、前項本文の規定により期間を指定する場合には、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができる。
- 9 法務大臣は、第六項に規定する在留資格取消通知書に第七項本文の規定により指定された期間及び前項の規定により付された条件を記載しなければならない。